

手遅れになるのはマズい！そのときになって慌てないように今から対策を

# タイムリミットまで約1年半！

※8月時点

## 「有期契約5年で無期雇用転換」への対応策

※申し出があった場合

多くの企業で、半年契約・1年契約などの有期契約の労働者を雇用しています。

2013年に施行された「改正労働契約法」で「有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたとき、その労働者は無期労働契約への転換の申し込みができる」ことになっています。

法施行から5年後の2018年まで約1年半。通算5年を迎え始めるそのときに備え、対策は今から計画的に行なう必要があります。例えば、自社の無期転換申出ルールの明確化や転換後の立場・処遇などの就業規則への規定など、いざ申し出があったとき不本意な結果にならないための対策を今からきっちり整えていきましょう。

気になっていたけれどまだ具体的に考えられていないという経営者様、企業様、ぜひご参加ください。

【開催日】

平成28年8月19日(金) 13:30~15:30

【会場】 浜松労政会館 (浜松商工会議所7階)

【受講料】 1名様 5,400円 (顧問先様 無料)

【定員】 各回20名様 (申込順)

(同業者様、顧問社労士・コンサルタント様のご参加はお断りしております)

【主催/お問い合わせ先】 西遠労務協会

浜松市北区三方原町314-2 HP: <http://www.seienroumu.com>

TEL: 053-436-1033 FAX: 053-436-1138



### 【講師：松本光司】

特定社会保険労務士/年金アドバイザー  
特定社会保険労務士として、中小企業経営者からよせられるさまざまな相談・トラブルを迅速・的確に処理して信頼を得ている。経営者の視点に立ったアドバイスや研修セミナーを行っている。

### ～講師の横顔～

昭和47年浜松市高丘町に生まれる。自衛隊浜松基地近くで育ち、戦闘機のパイロットにあこがれるも、10才の時にブルーインパルス墜落事故を間近で目撃し、ビビってあきらめる。大学卒業後は大阪の鉄鋼商社に就職。仕入れ・配送・営業・社内システム構築など様々な業務に携わり、脂がのり始めた5年後、会社が倒産し突然襲った悲劇(解雇)。会社清算業務につきあわせれ弁護士事務所に通う生活。このとき社会保険労務士という資格を知る。浜松に戻り受験勉強する中、平成13年に西遠労務協会にパートとして就職、社労士試験に合格し3年後に正社員に登用。主任として現在に至る。

### (主なセミナー内容)

1. 無期転換申込制度を正しく理解する  
労働契約法改正により、「有期雇用者」が5年経ったら無期になる申し込みができるようになる。まずそのルールをザックリ、かつわかりやすく説明します。
2. 対応実務
  - ①今からすぐ始めること  
現状把握・方針決定(対象者が出る前にやっておけること・無期転換者の身分や待遇はどうしたらよいか 他)
  - ②今後やっていくこと  
対象者とのやり取り・規程の整備・定年後再雇用者への対応 他
  - ③利用できる助成金
3. 予想されるトラブルとトラブルを防ぐ方法

\*\*\* 参加申込書 \*\*\*

Fax 番号 053-436-1138

(西遠労務協会宛) HP

フリガナ 貴社名	住所 〒	-
Tel	Fax	
フリガナ ご参加者名 役職	フリガナ ご参加者名 役職	
【個人情報の取扱いについて】 *お預かりしました個人情報は、当事務所 HP ( <a href="http://www.seienroumu.com">http://www.seienroumu.com</a> ) 上に掲載しています当事務所の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従って適切に取り扱います。 *お預かりしました個人情報は、①本セミナーの運営や必要な情報提供のため②メルマガの配信③当事務所のサービスに関する情報のお知らせに利用させていただきます。また、利用目的の範囲内において第三者に個人情報の取扱いを委託することがある他、セミナー講師に参加者名簿として提供することがあります。 *ご記入内容について、内容確認のご連絡をさせていただくことがあります。 *お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、HP 上に掲載の受付窓口までご連絡ください。なお、本手続きにあたり、ご本人であることを確認させていただきます。		